

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成22年12月27日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 エイスクエア 草津市西浜川一丁目23番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名  
綾羽株式会社 大阪府大阪市中央区南本町三丁目6番14号 代表取締役 河本英典
- 3 変更しようとする事項 エイスクエア内ディオワールド1号館
  - (1) 変更前
    - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
      - ア) 生活用品等販売区域 10時から20時まで
      - イ) オートセンター 10時から22時まで
      - ウ) プロセンター 7時から20時まで（土曜日、日曜日または祝日は、7時から22時まで）
      - エ) カーピット 7時から21時まで（土曜日、日曜日または祝日は、7時から22時まで）
    - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 屋上駐車場 9時45分から22時30分まで
  - (2) 変更後
    - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
      - ア) 生活用品等販売区域 9時から20時まで
      - イ) オートセンター 9時から22時まで
      - ウ) プロセンター 変更なし
      - エ) カーピット 変更なし
    - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 屋上駐車場 8時45分から22時30分まで
- 4 変更年月日  
平成22年12月23日
- 5 変更の理由 お客様の利便性の向上を図るため
- 6 届出年月日 平成22年12月13日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1  
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1  
滋賀県南部環境・総合事務所総務課 草津市草津三丁目14-75  
草津市産業建設部商業観光課 草津市草津三丁目13-30  
栗東市環境経済部商工労政課 栗東市安養寺一丁目13-33
  - (2) 縦覧期間 平成22年12月27日から平成23年4月27日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 平成23年4月27日
  - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業振興課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1